議案第２３号

三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町町営住宅条例（平成９年９月２６日三宅町条例第１９号）の一部を改正する条例について別紙のとおり制定するものとする。

令和　７年　３月　４日提出

三宅町長　森田　浩司

三宅町町営住宅条例の一部を改正する条例

三宅町町営住宅条例(平成9年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「県内」を「町内」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

三宅町町営住宅条例(平成9年条例第19号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（入居者の資格） 第6条　町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。)にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。 (1)～(4)　(略) (5)　現に町内に住所又は勤務を有する者であること。 (6)　(略) 2・3　(略)	（入居者の資格） 第6条　町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(次条第2項において「老人等」という。)にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。 (1)～(4)　(略) (5)　現に県内に住所又は勤務を有する者であること。 (6)　(略) 2・3　(略)